

特別養護老人ホーム

しあわせ荘の

入居基準が
4月から
変更になります

介護老人福祉施設の人員、設備及び運営」に関する基準の一部が改正になり、入居については「介護の必要の程度及び家族等の状況」を勘案し、必要性が高いと認められる者を優先的に入居させるよう努めなければならないとされました。また、同日付けで入居に関する指針が示されています。

『しあわせ荘』では、この基準の一部改正、指針により、入居の必要性の高さを判断する基準として、「入居優先度判定基準」を設けるとともに、入居を決定する際の手続きとして、「入居判定委員会」を開いて入居を決定することになりました。

問合せ先/特別養護老人ホーム

(☎ 2 3 0 1 4)

◆◆◆ 入居までの流れ ◆◆◆

入居申込み



申込み出来る方は、
要介護1以上の方が
対象となります

「入居優先度判定基準」

による優先度の決定

- 優先度を「一次判定」します



「入居判定委員会」の開催と優先度の「総合判定」を決定

- 「一次判定」と入居判定委員会での、その他勘案事項を加味して、最終的な総合判定を決定します。



入居申込待機者順位リストの作成

- 「総合判定」に基づいて順位リストを作成します



空きベットの発生と順位リストの上位者に対する入居のはたらきかけ



入居

今までは、『しあわせ荘』の定員に欠員がでましたら、入居申込み順により、入居決定を行っていましたが、今年の8月7日に「指定